9　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第六項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等　当該事業年度の収益事業から生じた所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の合計額

二　恒久的施設を有する外国法人　次に掲げる法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の恒久的施設帰属所得（同法第百四十二条第一項に規定する恒久的施設帰属所得をいう。イにおいて同じ。）に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の二の規定により当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

ロ　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条の十の規定により準じて計算する同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の十の規定により同法第百四十二条の二の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

10　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

11　法第四十二条の十二の七第九項に規定する政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人である当該法人について同項の規定による承認の効力が生じたこと　その承認の効力が生じた日

二　当該法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつたこと　その有することとなつた日

三　当該法人が通算親法人（当該法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）との間に通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

12　法第四十二条の十二の七第九項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十四項」に改め、「を法」の下に「第四十二条の四の二第五項、」を加え、「第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項」を「第四十二条の十二第七項」に、「第四十二条の十二の五第十項又は」を「第四十二条の十二の五第九項、」に、「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に改め、同条第三項中「第四十二条の十三第五項第一号イ(2)」を「第四十二条の十三第五項第一号ロ」に改め、同条第七項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第九項中「第四十二条の四第八項第三号」の下に「（法第四十二条の四の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第二号（同条第十八項」を「法第四十二条の四第八項第二号（法第四十二条の四の二第二項」に、「第三号に」を「第四号に」に改め、同条第十項中「第四十二条の十三第七項第四号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十三第七項第八号」を「第四十二条の十三第七項第五号」に改め、同項第一号ロ中「第四十二条の十三第七項第四号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ」に、「同項第三号」を「同号」に改め、同条第十五項中「同条第五項第一号イ」を「同条第五項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第十六項中「第四十二条の十三第七項第四号及び第八号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ及び第五号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十三第七項第四号ト又はチ」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ(7)又は(8)」に改める。

第二十七条の十四を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する通算法人の同号の五年内事業年度又は当該五年内事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（第二号において「他の事業年度」という。）における法第四十二条の四第四項の規定の適用について同条第六項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額の合計額に第一号に掲げる金額の同号及び第二号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該通算法人の法第四十二条の四第四項の規定により当該五年内事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（同項の規定の適用について同条第十四項の規定により当該五年内事業年度後の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）

二　当該他の通算法人の法第四十二条の四第四項の規定により当該他の事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（同項の規定の適用について同条第十四項の規定により当該他の事業年度後の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）の合計額

第二十八条第二項第一号中「するもの」の下に「で、同法第三十九条の二第二項第二号に規定する認定事業基盤強化事業者が製造したもの」を加える。

第二十八条の五第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「割合」の下に「（次号において「公共施設面積割合」という。）」を加え、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において「都市利便増進施設整備費用額」という」を、「こと」の下に「（事業区域の全部又は一部が法第四十七条第三項第一号に掲げる地域内にある場合には、都市利便増進施設整備費用額が十億円以上であること及び公共施設面積割合が百分の十以上であること。）」を加える。

第二十九条の三を削る。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十条第三項第一号中「又は第四十六条から第四十八条まで」を「、第四十六条又は第四十七条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定